

米沢市未来を拓く農業支援事業

1 事業の趣旨

本市の農業を活性化し、将来に向けて安全で安心な農林畜産物及びその加工品の生産・流通・供給体制の確立と意欲ある農業者の確保・育成を図るため、農業者等が行う積極的な取組を支援します。

2 事業対象者

- ① 農林業者で組織する団体
- ② 認定農業者
- ③ 本市に住所を有する創業者（※創業者=今年度新規で事業を始める方）
- ④ 本市に主たる事務所又は事業所を有する中小企業者
- ⑤ 農業後継者（概ね 45 歳以下）
- ⑥ 認定新規就農者（予定者を含む）

3 対象事業の内容等

事業名	対象事業の内容	補助対象となる経費の例	事業費	補助率(上限)等
新規作物等導入事業	○新規性の高い農林畜産物の栽培等 ※「新規性の高い」とは米沢市内においてほとんど栽培されていない品種の農産物を栽培する場合をいいます。 ○新たな栽培方法等の導入	種苗費、資材費、PR費等	20万円以上	1/2 (上限 100万円)
新商品開発事業	○農林畜産物を使った新商品の開発 ※新商品とは、米沢市において類似する商品が製造・販売されていない商品をいいます。 ※商品の試作、市場調査等、初期段階に関する経費のみが補助対象となります。	原材料費、加工費、包装費、PR費、展示会参加費等		
販売促進・販路拡大事業	○農林畜産物及びその加工品の新たな販売促進等	チラシ・ホームページ・特注のパッケージ等の販促ツールの作成費、加工費、販売作業に必要な資機材費等		
認定新規就農者・農業後継者経営支援事業	○認定新規就農者または後継者が自ら主体となって行う作物の栽培や新たな栽培方法等の導入	種苗費、資材費、PR費、パイプハウス新規設置費、軽微な機械・設備の整備費等		
先端技術活用支援事業	○農作業の省力化又は効率化することを目的とした、IoTやICTを利用した機械等の導入	ドローンやアシストスーツ購入費（附属品含む）、営農管理システム導入費等	10万円以上	1/2 (上限 50万円)

裏面に続く

4 主な留意事項（※詳しくは担当へ御相談ください。）

- ◆合計20万円以上の経費（事業費）を要する事業が補助対象です。ただし、先端技術活用支援事業においては、合計10万円以上の経費（事業費）を要する事業が補助対象となります。
- ◆原則として事業着手（種苗・資機材等の購入や発注・納品など）は交付決定後になります。ただし、交付申請時に交付決定前着手届を提出することで、交付申請後すぐに事業着手することが可能です。
- ◆原則としてトラクターやコンバイン、作業小屋など、機械・施設等取得等のハード事業は補助対象外となります。ただし、認定新規就農者・農業後継者におけるパイプハウス新規設置や軽微な機械・設備の整備、6次産業化や先端技術に関する軽微な機械・設備の整備事業については補助対象となります。

5 手続きの流れ

(1) 事前相談



(2) 申請書類提出

《必要書類》

- ①事業計画書（紙ベース又はメールでお渡しします。） ②見積書 ③カタログ、図面等



(3) 関係機関による審査会

※農政課職員が説明しますので、事業主体の出席は不要です。



(4) 採択・不採択の通知



(5) 交付申請～交付決定 ※（5）以降は採択の場合のみ

※交付申請～交付決定までは約2週間の期間を要します。



(6) 事業実施



(7) 実績報告（事業完了後から20日以内または翌年度の4月5日までに提出）

※事業を実施したことの証拠となる領収書や写真等が必要となります。詳細は別途御案内します。

6 その他

事前相談及び事業申請後、事業着手が可能となるまでに約1ヵ月要することもあることから、時間に余裕をもってお早めに申請くださいますようお願いいたします。

【担当】 米沢市産業部農政課農政担当

TEL:0238-22-5111(内線 4307)

Mail:nousei-t@city.yonezawa.yamagata.jp

親元就農支援交付金

1 事業の趣旨

本市農業において重要な担い手である親元就農者の生産意欲の向上を図るため、親元で新たに農業に従事する方に対し、交付金を交付します。

2 事業対象者

以下の3つの要件を全て満たす方とします。

- ① 本市に住所を有する50歳未満の方
- ② 令和5年4月1日～令和6年3月31日までの間に2親等以内の者（親又は祖父母）が経営主である経営体において、専業で新たに農業に従事される方
- ③ 上記の経営主が認定農業者又は人・農地プランの中心経営体に位置付けられていること。

※ただし、国の事業による助成金等及び米沢市農業新規参入促進報奨金の交付を現に受けていない方又は過去に受けたことがない方に限ります。

3 手続きの流れ

	手続きの内容・方法
【1】事前相談	交付金の受給を希望される方は、まずは農政課農政担当までご相談ください。
【2】交付申請書類の作成・提出	担当より交付申請時に必要となる書類の様式をお渡しします。その際に記入の仕方等について説明しますので、書類を作成して担当までご提出ください。なお、必要となる書類は下記のとおりになります。 ①交付申請書（氏名、交付金の振込みを希望する金融機関の口座情報等） ②就農先を証明する書類 ③3年以上就農継続することを誓約する書類 ④納税証明書
【3】交付決定	【2】で提出いただいた交付申請書に基づき、後日、市より交付決定通知書を発行し、申請者へ通知書を送付いたします。
【4】交付金の交付	交付決定通知書発行後、交付申請書に記載していただいた指定の口座へ市から交付金をお振込みいたします。
【5】実績報告	交付金の交付を受けた申請者は、交付決定を受けた日から3年間、毎年度末に実績報告書を提出していただく必要があります。 ※なお、必要に応じて作業日誌や確定申告書の写しを確認する場合がございます。

裏面へ

4 主な留意事項

- ◆申請については随時受付しますが、予算が無くなり次第終了となりますので、お早めにご相談ください。
- ◆交付金の額は定額20万円とし、交付は就農初年度に1回限りとします。
- ◆交付対象者は次に掲げる事項に該当した場合は、交付金を全額返還しなければなりません。
 - [1] 交付決定の日から3年未満で離農した場合
 - [2] その他市長が適当でないと認めた場合

5 その他

詳しくは下記担当までお問合せください。

【担当】 米沢市産業部農政課農政担当
TEL:0238-22-5111 (内線 4308) Mail:nousei-t@city.yonezawa.yamagata.jp
本市ホームページ (<https://www.city.yonezawa.yamagata.jp/7595.html>)

米沢市農業新規参入促進報奨金制度

農業後継者対策として、令和4年度から農業後継者対策として、農家以外からの新規就農者の促進及び新規就農者が就農地の選定にあたり、本市を選定するきっかけとなるよう新設されました。

◆支給対象者

農業委員会が定める基準（米沢市農業委員会新規就農申請者取扱基準）により新規就農者と認定された方が対象者となります。

ただし、認定時の年齢が満50歳未満で、かつ本市に住所を有する方に限り対象者になります。

◆報奨金の額

1人当たり5万円を交付します。（新規就農時1回限り）

◆問い合わせ先

米沢市農業委員会事務局（市役所2階8番窓口）

電話：0238-22-5111 FAX：0238-22-0498

メールアドレス：noui@city.yonezawa.yamagata.jp

米沢市は就農希望者に「公益財団法人やまがた農業支援センター」の取り組みを紹介しています。

◆主な取り組み

「ぶち農業・農村暮らし体験」

農業に関心を持っている方に農業及び農家の暮らしを実体験していただきます。

「お試し就農・移住」

山形県で独立就農しようとしている県外の方に6カ月程度の農業体験をしていただきます。

◆問い合わせ先

米沢市役所 企画調整部 地域振興課

電話：0238-22-5111 FAX：0238-22-0498

メールアドレス：chiiki-ka@city.yonezawa.yamagata.jp

東京圏(埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県)から米沢市に移住し、企業等に就職又は起業した方に対して、最大100万円を支援します。さらに、18歳未満の御家族も一緒に移住する場合、100万円/人を加算します。(加算人数の対象となるのは18歳未満の御家族のみです。)

目的

米沢市内への移住・定住を促進し、及び中小企業等における人手不足の解消を図るため、東京圏から米沢市に移住した者がマッチング支援対象の求人就業した場合又は山形県の地域課題解決型創業助成金(=起業支援金)の交付決定を受けた方等を対象に支援することで移住に要する経費を軽減します。

対象となる方

(1) 米沢市に移住する前の要件

米沢市に住民登録をした方で、次の①と②のどちらにも該当する方

- ① 米沢市に住民登録をする直前の10年間のうち、通算5年以上東京23区に在住又は東京圏*に在住し、東京23区へ通勤していた方。(雇用者、経営者いずれも可。)
- ② 米沢市に住民登録をする直前に、連続して1年以上、東京23区に在住又は東京圏*に在住し、東京23区に通勤していた方。(雇用者、経営者いずれも可。)

※ なお、東京23区内の大学等へ通学し、東京23区内の企業等へ就職した方は、通学期間も本事業の移住元としての対象期間とすることができます。(経営者の方は通学期間を対象にすることはできません。)

(2) 米沢市に移住した後の要件

次の①と②のどちらにも該当することが必要です。

- ① 米沢市に住民登録をしてから3か月以上1年以内の方。
- ② 米沢市に、移住支援事業費補助金の申請日から5年以上継続して居住する意思がある方。

「米沢市に移住する前の要件」、「米沢市に移住した後の要件」の両方を満たす方で、次の「就業に関する要件」か「起業に関する要件」のどちらかに該当することが必要です。

(3) 就業に関する要件

次の①~④のいずれかに該当する方。(①、②については申請後5年以上勤務する意思がある方)

- ① 「JOB 山形移住支援金(運営:山形県)」に掲載されている求人就業した方。
※ 対象求人への応募日が、上記サイトに公表された日以降であることが必要です。
- ② 山形県企業振興公社が行っているプロフェッショナル人材事業を利用して就業した方。
- ③ 内閣府地方創生推進室が行っている先導的人材マッチング事業を利用して就業した方。
(東京23区及び東京圏への就業は除きます。)
- ④ テレワークによって移住前に行っていた業務を引き続き行う方。
(地方創生テレワーク交付金を活用し、所属先企業から資金提供を受けている方は除きます。)

(4) 起業に関する要件

山形県が実施する、地域課題解決型創業助成金(=起業支援金)の交付決定を受けていること。

補助金の額

- (1) 単身世帯:60万円
- (2) 2人以上の世帯:100万円+18歳未満の御家族の人数×100万円
 ※ 米沢市に住民登録をする前から申請時点に至るまで、申請者を含む2人以上の世帯員が、移住前から同一世帯であることが必要です。

申請方法

申請には、次の書類の提出が必要です。

- (1) 交付申請書〔様式第1号〕
- (2) 添付書類
 - 申請者全員が提出する書類
 - ① 申請者の写真付きの身分証明書
 - ② 住民票謄本の写し
 - ③ 米沢市に住民登録をする前の住民票の除票の写し
 ※ 米沢市に住民登録をする直前の10年間のうち通算5年以上かつ米沢市に住民登録をする日の前日まで引き続き1年以上、東京23区に在住又は東京圏に在住していたことがわかるものが必要です。
 - ④ 預金通帳又はキャッシュカードの写し
 - ⑤ 納税証明書(転入前の居住地のもの)
 - 東京圏から東京23区に雇用保険の被保険者として通勤していた方のみ提出が必要な書類
 - ・ 東京23区で通勤していた企業等の就業証明書等
 - 東京23区内の大学等への通学を通算する場合に提出が必要な書類（※雇用保険の被保険者として通勤していた方のみ。）
 - ・ 東京23区の大学等の卒業証明書等(就学期間が分かるもの。)
 - 東京圏から東京23区に法人経営者又は個人事業主として通勤していた方のみ提出が必要な書類
 - ・ 開業届出済証明書等
 - ・ 個人事業等の納税証明書
 - 「JOB 山形移住支援金(運営:山形県)」に掲載されている求人就業した方、プロフェッショナル人材事業及び先導的人材マッチング事業を利用して就業した方のみ提出が必要な書類
 - ・ 申請者の就業証明書〔様式第2-1号〕
 - テレワークによって生活の拠点を米沢市に移した方のみ提出が必要な書類
 - ・ 申請者の就業証明書〔様式第2-2号〕
 - 山形県が実施する起業支援金の交付決定を受けた方のみ提出が必要な書類
 - ・ 起業支援金の交付決定通知書の写し

【東京圏とは】

埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県のうち一部の地域を除いた地域となりますので、詳しくはお問い合わせください。

申請受付・お問い合わせ先

米沢市役所 企画調整部 地域振興課
 〒992-8501 米沢市金池五丁目2番25号
 電話 0238-22-5111
 Email chiiki-ka@city.yonezawa.yamagata.jp

米沢市 移住体験プログラム

米沢で暮らす体験。 おためし暮らし。

いらっしやい。
米沢の生き方を
教えるよ。



行程

体験内容は、事前に市や受入れ地区と協議して決定します。行程は1泊2日または2泊3日とし、宿泊先は原則農家民宿とします。

※参加者の人数、性別、民泊受入家庭の家族構成等を勘案し、ご希望に添えない場合もありますので、ご了承願います。

※実施期間：令和6年3月31日まで

※募集人数：24名まで

(予算の範囲内での実施となるため、募集を打ち切る場合もございます。)

体験内容の一例

体験内容は、事前に市や受入れ地区と協議して決定します。以下、体験内容の一例です。

【暮らし体験】地域住民との交流（必須）/ 農村民泊 / そば打ち体験 / 農作業体験 / 雪かき体験

【移住相談】移住経験者との交流 / 移住コーディネータへの相談 / 農業体験 / 市内企業見学

利用料金

無料。

※ただし、受入れ地区までの交通費は参加者の負担となります。

参加条件

以下すべての要件を満たしている方がお申込みいただけます。

- (1) 市外在住で、本市への移住・交流を希望している方
 - (2) 米沢市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団、暴力団員でないこと。又はこれらと密接な関係を有する者でないこと
- ※新型コロナウイルスの感染状況により、内容を変更させていただく場合がございますので、その際はご了承ください。

申込方法

原則として「希望する日の2週間前まで」に、QRコードを読み取り、申し込みフォームに情報を入力ください。

[申し込みフォーム](#)



▶申し込みフォームは、米沢市移住定住WEBサイト「米沢住 移住支援制度」のページからもアクセスできます。

お問い合わせ先

〒992-8501 米沢市金池5丁目2番25号
米沢市役所 地域振興課 (担当:高橋)
TEL:0238-22-5111 内線2803
FAX:0238-22-0498
E-MAIL:chiiki-ka@city.yonezawa.yamagata.jp

受け入れホスト

最上川源流の里 農家民宿推進協議会

岡崎ご夫妻

米沢の関地区で「善左エ門（ぜんざえもん）」という農家民泊をされています。米沢の暮らしや人生相談など、親身におたてくださいます。



受け入れホスト

最上川源流の里 農家民宿推進協議会

佐藤ご夫妻

米沢の関地区で「若松屋（わかまつや）」という農家民泊をされています。季節ごとの米沢に受け継がれてきた体験と一緒にまわってくださいます。



米沢はよお、
 おもしろいところがあるわけじゃねえけど、
 自分でおもしろいごとを
 見つけられっかが大事だべなあ。



米沢に初めて来た時に、
 農家のおばあちゃんに言われました。



冬は雪は降るし、都会のように分かりやすく
 楽しませてくれるコンテンツは沢山ありません。
 だけど、「豊かさ」がここにはあると感ずます。

大地からは美味しい食べ物が育ち、
 最初はシャイだけど仲良くなると
 いいお節介をしてくれるあたたかい地域の方がいて、
 受け継がれてきた歴史と自然が近くにある。



さあ米沢の日常に
 おじゃましてみましょう。

自分にとっての「米沢の楽しみ」を見つけようという
 視点で滞在してみると何が見えるだろうか。

PLAN

山々に囲まれた関地区の農家民泊で、民泊のお父さん・お母さんと一緒に米沢の暮らしを体験します。
 当日の過ごし方は、宿泊する民泊ごとに違うのも楽しみのひとつ。とある日の過ごし方をご紹介します。

1DAY



16:00
 民泊
 チェックイン



21:30
 就寝

17:00
 白布
 温泉へ



08:00
 朝食



19:00
 お母さんの
 手料理



10:00
 雪あそび



2DAY



20:00
 みんなで
 団らん



13:00
 米沢駅
 出発

+α おためし暮らしの前後に 希望者限定

米沢暮らしの先輩に出会えるかも？

希望者限定で、移住にまつわる現地ガイドも実施中！
 事前相談の際に、知りたいことがありましたらおたずねください！

仕事さがしをしたい！
 米沢の農家事情？
 移住者が米沢で商売ははじめるの？！

就職 就農 起業

WORK

現地ガイドします！

子育て LIFE

米沢ならではの子育て環境！
 同年代の人に会ってみたい！
 住まい 空き家はある？

コミュニティ

現地ガイド

米沢市 地域おこし協力隊
 移住・定住担当

たにやま のりか
 谷山 紀佳

